

2. 歳入

(1) 歳入構造

平成18年度の歳入は8,895.1億円で、前年度（9,128.3億円）と比較して233.2億円（2.6%）の減少となりました。

歳入が減少した原因については、地方交付税や国庫支出金・県支出金などの減少額が、地方税や地方譲与税、地方債の増加額を上回ったことが挙げられます。

地方債については、地方交付税の一部が振り替えられる臨時財政対策債や地域再生事業債の発行が減少したものの、合併特例債や災害復旧事業債の発行が増加したことにより、前年度と比較して20.9億円（2.1%）の増加となりました。

一方、国庫支出金や県支出金については、建設事業の減少や前年度実施された選挙や国勢調査がなくなったことなどにより、前年度と比較してそれぞれ、47.2億円（5.7%）、54.5億円（16.1%）減少しました。

歳入構成比の推移



用語解説

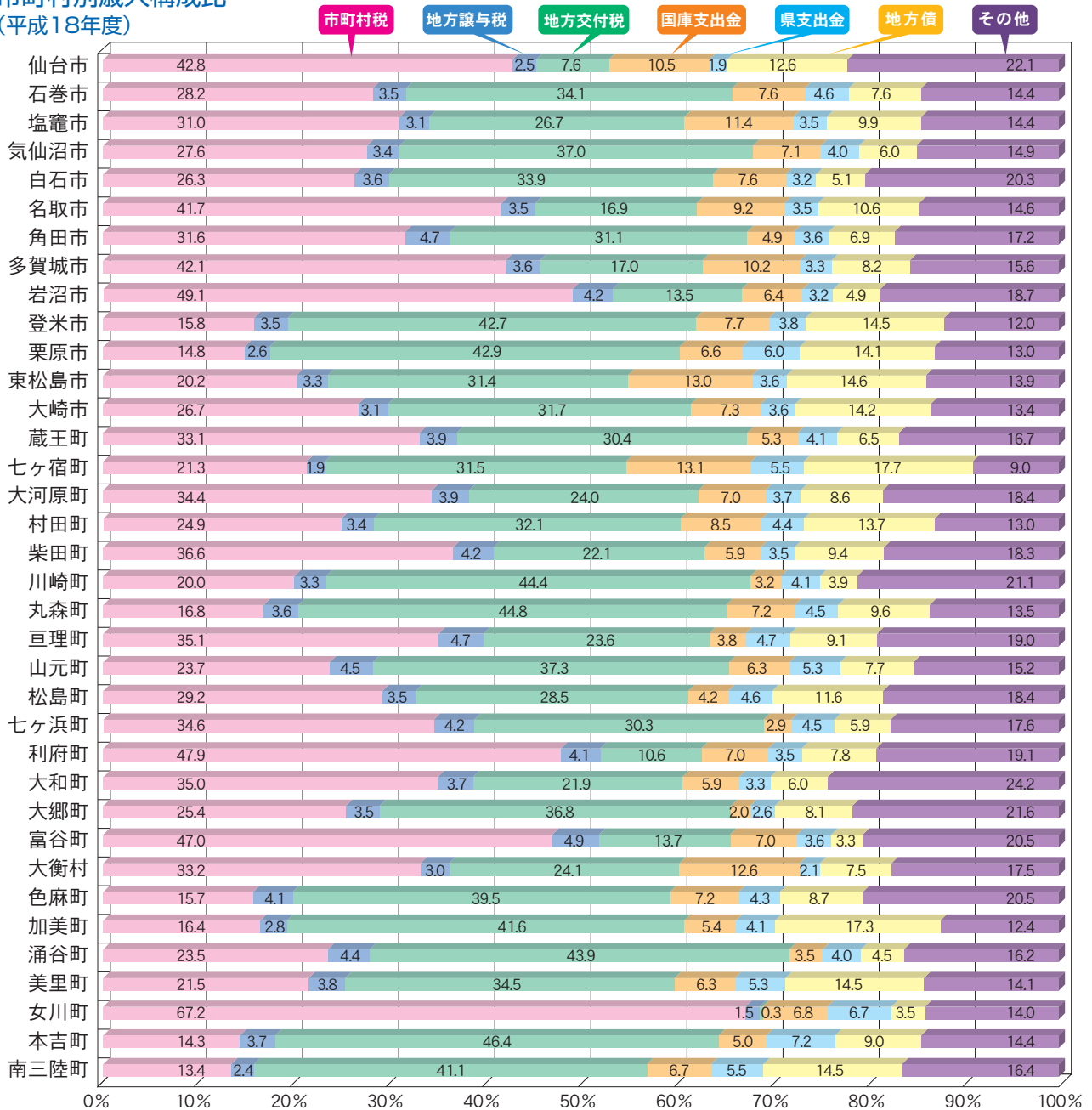
地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているもの。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、たとえば生活保護などは、地域の経済力に差があっても日本全国各地でも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っています。

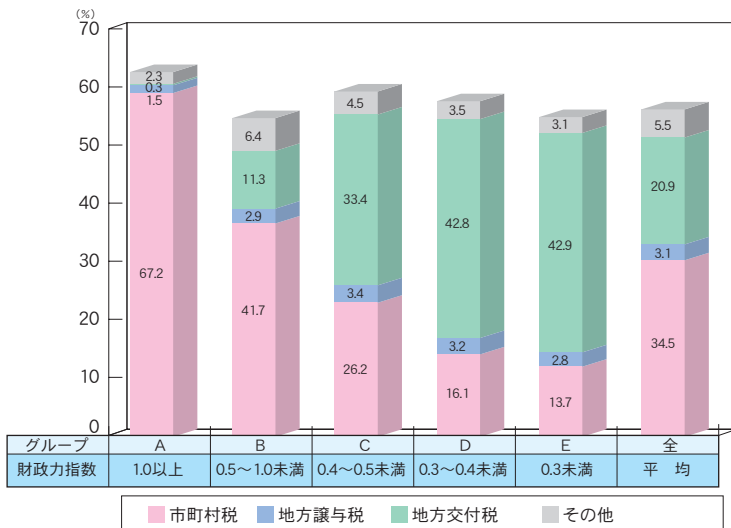
この地方交付税は、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。地方交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

地方債 地方公共団体が必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく複数年度にわたり行われるもの。いわば、「地方公共団体の借金」です。

市町村別歳入構成比 (平成18年度)



一般財源の歳入に占める割合(平成18年度)



◎グループ別の該当団体

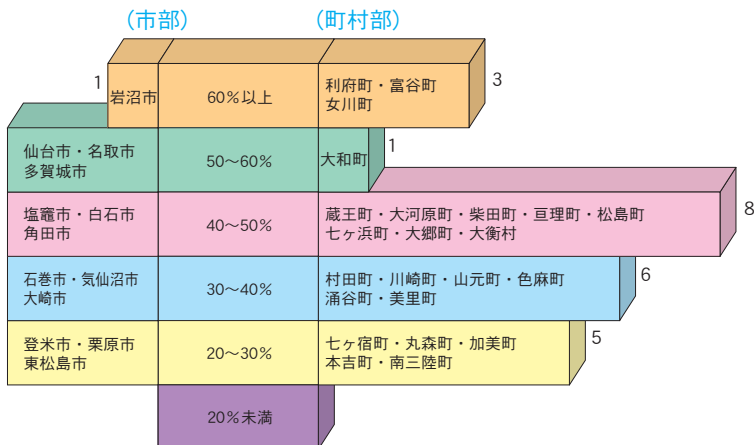
- A 女川町
- B 仙台市・塩竈市・名取市・角田市
多賀城市・岩沼市・蔵王町・大河原町
柴田町・亘理町・七ヶ浜町・利府町
大和町・富谷町・大衡村
- C 石巻市・気仙沼市・白石市・東松島市
大崎市・七ヶ宿町・村田町・山元町
松島町・大郷町・美里町
- D 登米市・栗原市・川崎町・丸森町
色麻町・加美町・涌谷町
- E 本吉町・南三陸町

(2) 自主財源と依存財源

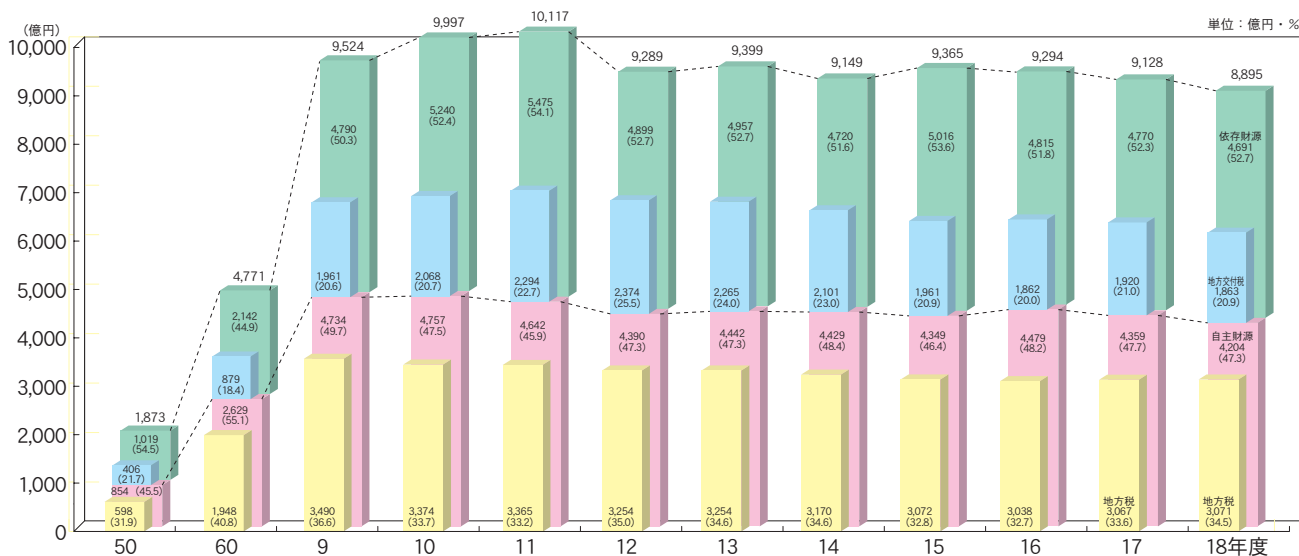
市町村の財源は、自主財源（地方税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国または都道府県から交付される収入）に分けられ、自主財源の多寡は市町村の財政運営の自主性、安定性に影響を与えます。

自主財源が財源全体に占める割合は、前年度（47.7%）より0.4ポイント減少し47.3%となりました。これは、地方税が増加したものの、基金等からの繰入金が大きく減少したことによるものです。

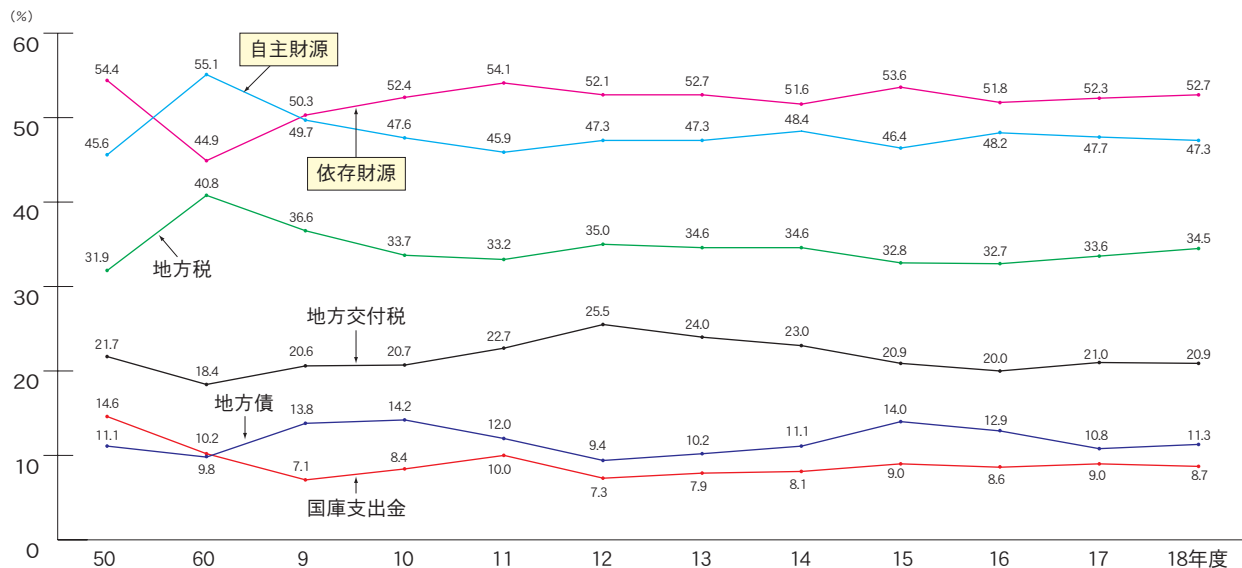
自主財源の割合別団体数（平成18年度）



歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の構成

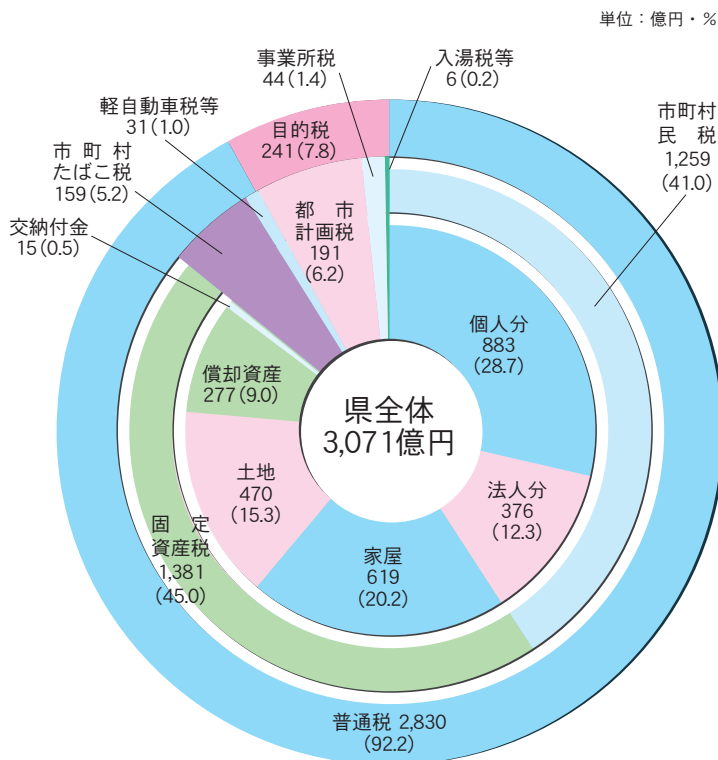
平成18年度の市町村税収入済額は、3,071億円と前年度から0.2%増加しました。これは、固定資産税で減少したものの、市町村民税などで増加したためです。

税目別に見ると、構成割合が第1位の固定資産税（45.0%）は前年度比5.6%減となりました。これは、固定資産評価替等により家屋が8.9%減、地価の下落等に伴う土地評価額の減価等により土地が2.4%減、及び資産の減少により償却資産が3.1%減となったことによるものです。

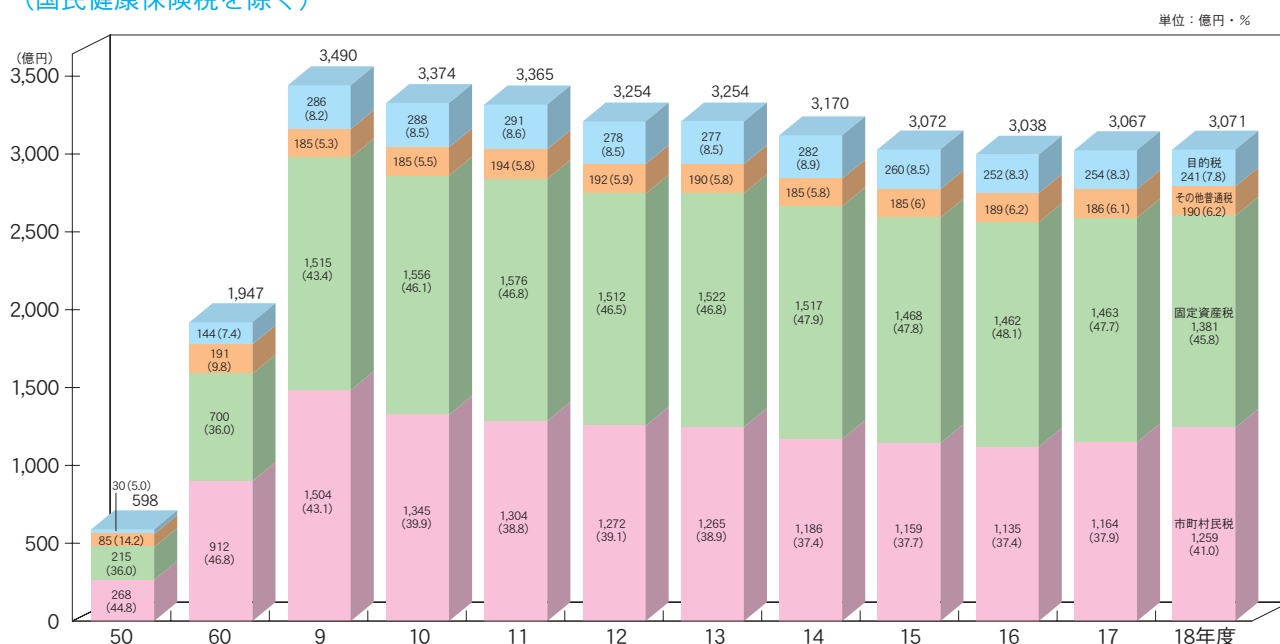
固定資産税に次ぐ構成割合である市町村民税（41.0%）は、前年度比8.3%増となりました。これは、法人均等割が0.1%減となったものの、平成18年度から適用された定率減税の縮減や老年者控除の廃止等の影響により、所得割が7.8%増となったことと、法人の業績好調等を反映して、法人税割が11.9%増となったことによるものです。

目的税については、入湯税（0.2%）が前年度比2.0%増、事業所税（1.4%）が前年度比0.6%増となり、都市計画税（6.2%）が前年度比6.5%減となっています。

市町村税の構成(平成18年度)
(国民健康保険税を除く)



市町村税収入済額(税目別)の推移
(国民健康保険税を除く)

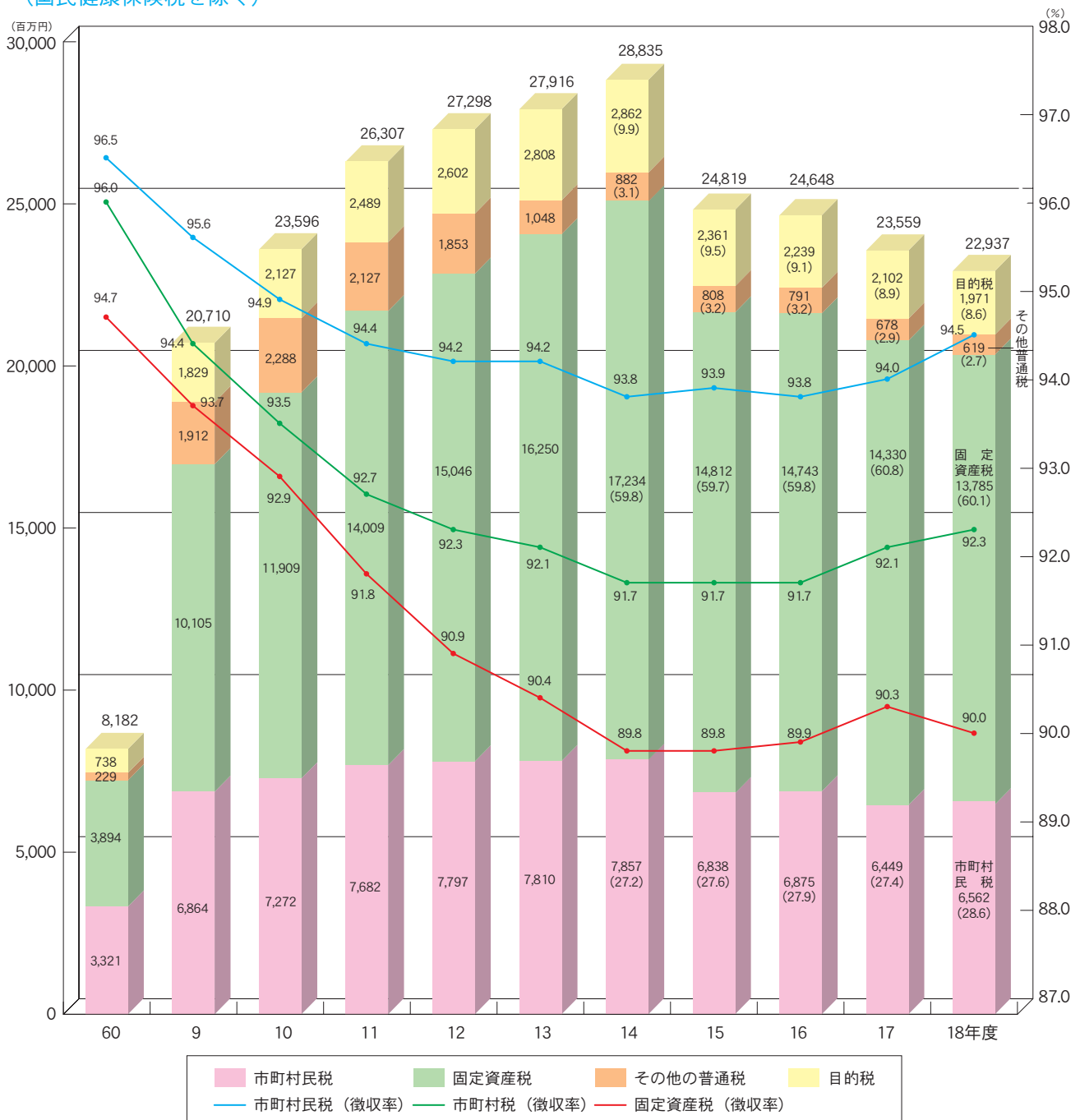


徴収実績は、県全体の徴収率が92.3%と前年度（92.1%）より0.2ポイント上回りました。各市町村別の状況については、前年度の徴収率と同率または上回った市町村数は36団体中17団体（前年度45団体中17団体）で、残りの19団体は前年度の徴収率を下回りました（平成17年度合併団体については、旧団体数値の合算による）。

主な税目別の徴収率は、市町村民税は94.5%で前年度（94.0%）を0.5ポイント上回り、固定資産税は90.0%で前年度（90.3%）を0.3ポイント下回りました。

次年度に繰越される収入未済額は、ここ数年減少傾向にあります。昭和60年度の81.8億円に比べ、平成18年度では約2.8倍の229.4億円となっています。

次年度に繰越される収入未済額と徴収率の推移 （国民健康保険税を除く）



※平成15年度以降の「収入未済額」が激変しているのは、算出方法を見直したことによるもの。

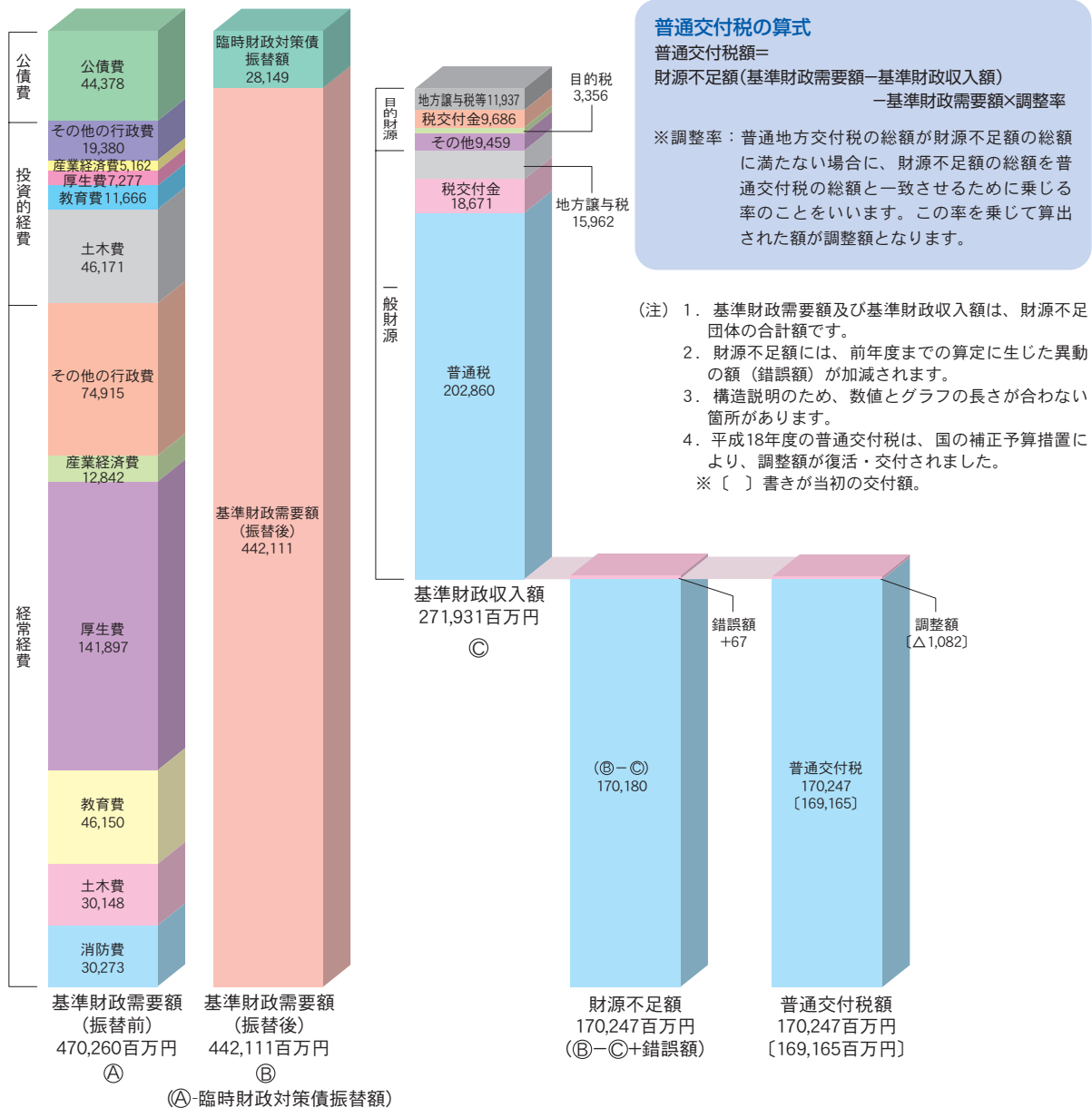
平成14年度まで：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」

平成15年度から：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」＋「還付未済額」－「不納欠損額」

(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体はその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。



用語解説

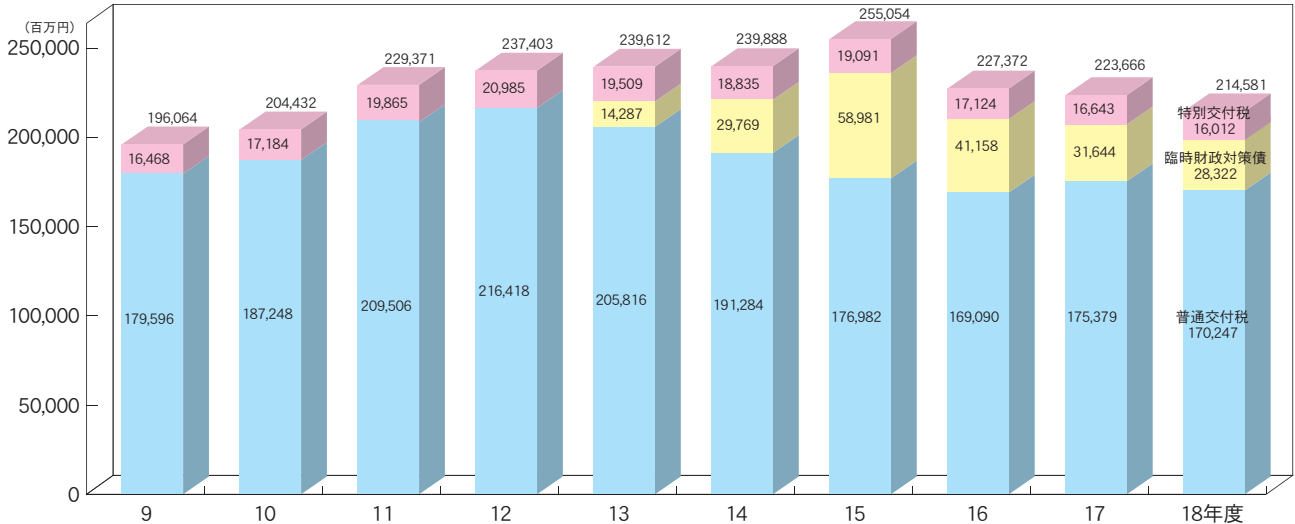
基準財政需要額 各地方公共団体が合理的、妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。

臨時財政対策債 地方の財源不足を国と地方が折半して補てんするための地方債のことです。平成13年度以降の地方負担分については、臨時財政対策債を発行するため基準財政需要額の一部が振り替えられています。

なお、この地方債に係る償還金は、後の地方交付税で全額補てんされることになっています。

地方交付税の推移

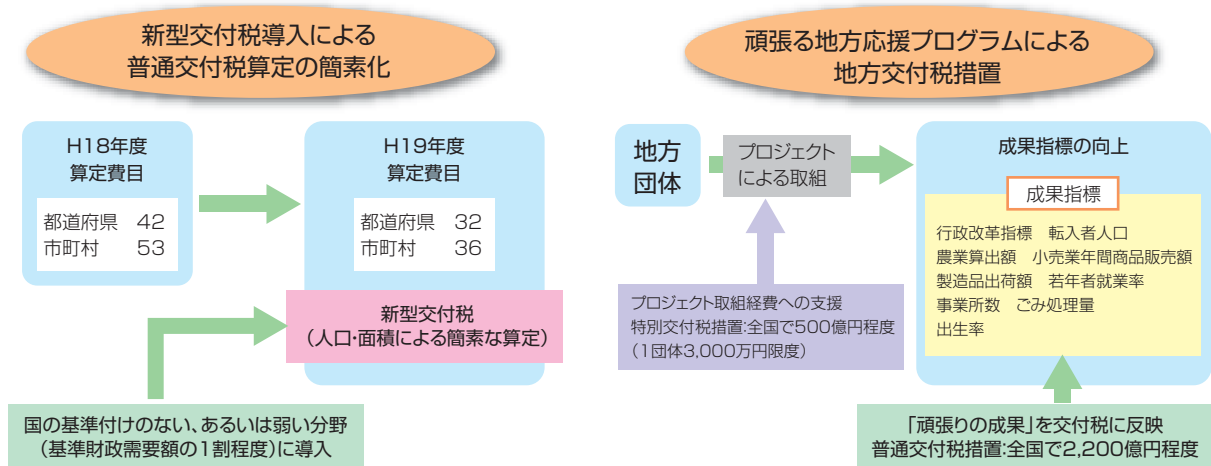


※平成 13～18 年度の臨時財政対策債は地方交付税の振り替えとしてできた制度ですが、形式としては地方債であるため、実際には借入れを行っていない市町村もあります。グラフ中の数値は「発行可能額」であり、実借入れ額と一致しません。

地方交付税額は、平成12年度をピークに減少傾向に転じましたが、これは普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられたためです。臨時財政対策債を含めた場合の普通交付税相当額は、平成15年度までは前年度を上回っていましたが、三位一体改革に伴い、平成16年度から減少に転じました。

● 交付税改革

これまで、普通交付税は算定が複雑であると指摘されておりましたが、平成19年度から、人口と面積を基本とした新型交付税（包括算定）を一部導入し算定を簡素化しました。また、行政改革など魅力ある地域を目指し前向きに取り組む市町村への支援として「頑張る地方応援プログラム」による新たな交付税算定が行われることになりました。



用語解説

頑張る地方応援プログラム やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税や補助事業の優先採択などの支援措置を講じるもので、平成19年度から実施されています。地方公共団体のプロジェクトについては、総務省や各地方公共団体のホームページにより公表されています。

三位一体改革 平成13年度に成立した小泉内閣において、地方分権推進に向け、国と地方の行財政システムを抜本的に変えることを目的として進められた改革。国庫補助金の廃止・縮減、税財源の移譲と合わせ地方交付税の見直しが行われ、それに伴い平成16年度の地方交付税額は、全国ペースで2兆9,000億円削減されました。